

## 令和4年度 第4回市川市建築審査会

日時:令和4年7月25日(月) 15時00分～

場所:市川市役所第2庁舎 4階 大会議室1

### ○事務局(街づくり計画主幹)

本日はお忙しい中、お集まりくださりまして誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、出席委員数のご報告等をさせていただきます。本日は、山本俊哉委員より欠席とのご連絡をいただいております。したがって7名の委員のうち6名の方が出席ですので、「市川市建築審査会条例」第5条第2項において、『会議の開催は、委員の半数以上の出席』と定めておりますことから、会議の開催が成立しております。

では、会長、よろしくお願いいたします。

### ○議長(石塚会長)

令和4年度、第4回市川市建築審査会を開催いたします。本日の会議録署名人は、藤丸麻紀委員にお願いします。早速ではございますが、まず、本日の会議の公開・非公開について事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局(街づくり計画課主幹)

本日の案件ですが、議案第1号建築基準法第44条第1項第2号許可申請については、法人の財産権等を侵害するおそれがなく、非公開情報は含まれていないことから、指針によりまして原則、公開になるものと考えられます。議案第2号及びその他については建築基準法第43条第2項第2号許可申請に関する案件であり、個人が特定できる情報などの「非公開情報」が会議資料等に含まれますことから、平成23年度第3回建築審査会における申し合わせによりまして、会議は非公開となります。

また、審査請求事件においては、市川市公文書公開条例第8条第1項第2号「法人その他の団体に関する情報」、第5号「審議、検討又は協議に関する情報の規定により、「非公開」となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、現在、新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、公開案件においても市民等の傍聴を中止とさせていただきます。

このため、市民等への会議公開は、「議事録」「会議概要」を市公式 Web サイト等に速やかに掲載することとしております。以上でございます。

○議長(石塚会長)

会議の公開・非公開ですが、本日の議題については、議案第 1 号のみ『公開』、議案第 2 号以降の議題につきましては、すべて非公開情報が含まれますので、「非公開」となりますが、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 【異議なしの声】

無いようですので、議案第 1 号は『公開』、議案第 2 号以降の議題については、『非公開』といたします。

では、議案第 1 号、建築基準法 第 44 条第 1 項第 2 号許可申請につきまして、特定行政庁より説明をお願いします。

○建築指導課長

それでは、建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号、道路内の建築制限の許可申請、個別審査案件 1 件についてご説明させていただきます。それでは個別案件書、A4 の資料をご覧ください。

案件第 1 号。受付年月日・受付番号、令和 4 年 7 月 1 日、許 19。申請者住所・氏名 市川市八幡 3-3-1、京成バス株式会社 取締役社長 齋藤 隆。申請場所、市川市大野町 4 丁目 2281-2 の一部。主要用途、バス停留所上家。工事種別、新築。許可内容、建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号、道路内の建築制限の適用除外。用途地域、市街化調整区域、容積率 100 パーセント、建蔽率 50 パーセント、都市計画道路 3・4・18 号、浦安鎌ヶ谷線に指定されています。申請内容、建物の用途、バス停留所上家、建物の構造・階数、鉄骨造、平屋建て、最高の高さ、3.044 メートル。敷地面積 10.82 平方メートル。建築面積 0 平方メートル。延べ面積 10.28 平方メートル。許可を受ける施設、バス停留所上家。公聴会の開催はございません。

続きまして、建築基準法第 44 条、道路内の建築制限について説明します。建築基準法第 44 条の本文では、建築物は道路内に建築してはならないと規定されています。ただし、第 1 号から第 4 号に該当する建築物については、この限りではないとされています。

今回は、第 2 号の「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可するものとなります。

次に提案理由についてです。

本申請は、京成バス株式会社が運行する路線バスの停留所について、歩道上にあるバス停留所の上家を建替えしようとする計画です。

今回の計画に至った経緯としては、令和 4 年 3 月 27 日に発生した乗用車の既存バス停留所の上家への衝突事故に伴い、柱等が破損して強度に問題が生じてしまい、現状のものを続けて使用すると重大な事故等が発生する恐れがあるため、建替えを行うものであります。

バス停留所上家は、公共交通機関であるバスを利用する不特定多数の市民等の利便性や快適性を確保する上で「公益上必要な建築物」と考えられます。

また、道路管理者である市川市道路管理課との道路占用許可に関する協議、及び市川警察署・市川市消防局との協議が整っており、「通行上支障がない」と判断しております。

以上のことから、建築審査会に同意を求めるものです。

#### 【スクリーン】

スクリーンで場所の確認をお願いします。計画地は、市内案内図の赤丸で示した大野町 4 丁目です。

拡大図で場所の確認をお願いいたします。県立特別支援学校市川大野高等学園の東側、42 条 1 項 1 号道路、市道 0127 号内に位置する青色の部分が今回の申請敷地です。

現地につきまして、写真で説明いたします。

写真①は、反対側の歩道から申請地を見たものです。写真②は、申請地側の歩道から見たものです。

続きまして、配置図で説明いたします。

計画地は、42条1項1号道路、市道0127号内で、道路の全体の幅員は16メートル。グレーで挟まれた白色の部分が車道、グレーの部分が歩道となり申請地側の歩道の幅員は4.00メートルあります。屋根は片側に支柱を2本設置し支える構造、いわゆる片持ち構造となっています。

続きまして、断面図でございます。片持ち形の上家となります。最高の高さは3.044メートルでございます。

上家を支える支柱は、車道側に設置されており、ベンチを除いた通行可能な幅員は約2.6メートルありますので、歩行者の通行上の支障は無いと考えております。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長(石塚会長)

それでは、質問のある方は、申し上げます。

○岩井清郎委員

現在壊れた写真あるのですか。

○建築指導課主幹

柱のところにぶつかった衝撃の跡があるのですが、写真の丁度ここになります。ここに車にぶつかった跡がありまして、すぐに損傷して倒れるわけではないのですが一応京成バスが建替えたいということで申請がなされました。

○岩井清郎委員

ここに、重大な事故等が発生する恐れがあるので、確認したかったのですがわかりました。

○議長(石塚会長)

それでは、他にご質問のある方は、いらっしゃいますでしょうか。ないようでしたら議案第1号同意してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

○議長(石塚会長)

それでは議案第1号は同意されました。

【議案2号審議】

【その他】

【報告事項】

それでは、本日の建築審査会はこれにて閉会いたします。  
ありがとうございました。

【午後4時40分閉会】